

広報誌

# 和

第 89 号

2026.3



公益社団法人 神奈川県柔道整復師会



# 目 次

巻頭言	会長	齋藤	武久	・	・
理事挨拶	副会長	荻谷	満郎	・	・
	副会長	田澤	裕二	・	・
	総務部長	梅本	彰吾	・	・
	財務部長	田代	優樹	・	・
	保険部長	平野	佳人	・	・
	学術部長	村山	正道	・	・
	広報部長	小野	博道	・	・
	事業部長	矢澤	正司	・	・
連載企画					
顧問弁護士相談室 「外部理事・外部監事の選任について」	顧問弁護士	加藤	興平	・	・
公認会計士寄稿 「新公益法人会計基準の概要について」	顧問公認会計士	中田	ちづ子	・	・
顧問医学博士寄稿 「2026年の抱負」	伊勢原協同病院 病院長	鎌田	修博	・	・
県だより					
令和7年定時総会開催報告		広報部		・	・
第44回神奈川県柔道整復師会柔道大会開催報告		事業部		・	・
匠の技技術講習会の開催報告		学術部		・	・
第46回神奈川県柔道整復学術大会開催報告	学術部長	村山	正道	・	・
健康支援プログラム開催報告【座間市】	総務部長	梅本	彰吾	・	・
健康支援プログラム開催報告【山北町】	総務部長	梅本	彰吾	・	・
横浜マラソン2025 ケア・コンディショニングサービス ボランティア実施報告		広報部		・	・
健康支援プログラム開催報告【鎌倉市】	総務部長	梅本	彰吾	・	・
日整全国柔道大会開催報告		事業部		・	・
令和7年度救急救命講習会実施結果報告	事業部長	矢澤	正司	・	・
令和7年度厚木市野球協会学童部野球肘検査・野球教室開催報告	総務部長	梅本	彰吾	・	・
令和7年度一般市民の学術講習会・テーピング講習会開催報告	学術部長	村山	正道	・	・
柔道整復師の未来像の考察	学術部長	村山	正道	・	・
ベトナム国伝統医学医師への柔道整復術移転プロジェクトの歩みと展望		森	倫範	・	・
新入会員寄稿					
「公益社団法人神奈川県柔道整復師会に入会して」	横浜西支部	九十九	優作	・	・
会員寄稿 「通院頻度」は売り込むほど伝わらないー“納得で続く”説明設計のコツ	相模支部	成澤	允邦	・	・
支部だより					
令和7年川崎市医師会懇親会開催	川崎支部	高橋	宏友	・	・
令和7年川崎支部機能訓練講習会開催報告	川崎支部	高橋	宏友	・	・
令和7年川崎支部症例検討会報告	川崎支部	高橋	宏友	・	・
横浜北支部活動報告	横浜北支部	隆	淳一	・	・
令和7年度防災訓練	平塚支部	大久保	吉純	・	・
編集後記		広報部		・	・



## 「けっばれ 我が業界」

会 長 齋 藤 武 久

「七重八重花は咲けども山吹の実の(蓑)ひとつだになきぞ悲しき」

(後拾遺和歌集 中務卿兼明親工 諸説あり)

なんの因果か、不思議な思いで上野の日整会館の向かう東海道線の車内で高校生二人組が、大学受験の話をしている。

「俺、取り敢えず六大学全て受験するつもりで両親に話したら、受験料いったいいくら掛かるか分かっているのか、と大目玉食らった。

そこにいたおばあちゃんが、私が出すから受けなさい。まあ、実力も無いのに気概だけは有るようだから。痛い目に合うのは若気の至りと思えば、安いもんだ。そして、家じゅうで大笑い。」「笑いものにされて、意地でも何処かに合格しないと。」傍で聞いていた、友人も大笑い。

もうすぐ東京駅。高校生二人組が下車。周りにとってはたわいのない話だが、もう 50 年の時が光陰矢の如し流れていったが、脳裡にあの時代の街並みと音が蘇る。

「俺はあの出だしに惚れ込んだ。」何時ものようにほろ酔い加減の大学時代の友が「七重八重花は咲けども」何度も壊れたハンドマイクのように繰り返す。最後にこれは大学受験の後遺症だと言って酒をあおる。面影橋に行きたいと涙ぐみ、また酒をあおる。和歌の意味は生活苦であっても、思いやりと矜持を忘れるなど言ってまた酒をあおる。酒飲みの戯れ言が懐かしい。

気がつけば上野駅に到着。公園口を降りると、チェロを背中に背負った芸大生、外国人観光客。さらに NHK 大河小説「べらぼう」の影響か上野界限いつも混雑している。ここからゆっくりゆっくり歩いて日整会館まで約 10 分。右手にスカイツリー、その先は寛永寺。

上野戦争…彰義隊と明治新政府軍の戦争。僅か半日で終結したが、銃痕の跡が。歴史は繰り返すべきではないと、道すがら思うのは私だけでは無いと思う。そんな上野の街の風景に日整会館がまだ新参者の雰囲気醸し出しながら柔整業界の生末のため、元気に活動中です。時間が有れば、上野散策のおりには先人が遺した雰囲気を。

社会も変革期をむかえている気配の中で、現状に甘んじては結果は自ずと甚だ困難な状況になることは否定できません。日整が現在掲げている、「信頼と協調」に基づく活動の根源にあるのは、会員個々の柔道整復師としての信念をもう一度、再認識して、未来永劫に続く業界のため、あらためてご理解、ご協力をお願い致します。



## 「新年のご挨拶」

副会長 荻谷 満郎

会員の皆様におかれましては、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

まずは、約5年にわたり取り組んできた「会館老朽化問題」について、新たな会館取得という結果を、多くの方々のご理解ご協力により得られたことに、あらためて御礼申し上げます。これも、ひとえに先達のこれまでのご尽力の賜物でありますことを深く心に刻み、今後の運営に万全を期す所存であります。

さて、ここ数年の懸案であった会館問題に一定の決着を見たことで、次に取り組むべき課題は「会員数の減少」と考えています。これは、単に会員を増やす方策をとということではなく、減少対策を施しつつ、いかに効率的で合理的な会の運営を行っていくのかということです。

というのも、これまで全国の登録柔整施術所数は右肩上がりが続けていましたが、令和3年に50077軒と5万軒を超えた後（内受領委任登録施術所46400）、令和6年においても50924軒（同46551）と、ほぼ横ばいとなっています。また、神奈川県下における会員登録施術所数は、県下割合でわずか4分の1という状況を見ると、この先大幅な増加を望むのは極めて難しいと言えます。

では、どのような対策をとると、例えば従来の会員制度に加え、請求団体に所属していない個人柔整師や、養成校の学生が新たに会員登録できるようにするなど、新たな対象者を取り込む、これまでの枠組みに囚われないあらゆる方策を検討していく必要があると考えます。

また、昨年より本会は新たな会館取得を機に、公益法人制度下で認められている「収益事業」に舵を切りました。これにより一定の安定財源を得られる見込みにはなりましたが、現下では物価高騰、人件費の上昇など世界的なインフレ基調にあり、取り巻く環境は日々厳しさを増しています。

つきましては、今後も執行部に対し率直なご意見ご鞭撻をお願いするとともに、会の運営についてのご理解ご協力をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。



## ご挨拶

副会長 田澤裕二

日頃より公益社団法人神奈川県柔道整復師会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、昨年の旧会館売却および新会館購入に際し、多大なるご理解を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。おかげさまをもちまして、2月24日より新会館にて新たな歩みを開始いたしました。

私自身、副会長に就任して4期目を迎えました。神奈川県柔道整復師会の将来とともに、柔道整復術の社会的意義を広く知っていただけるよう、これまで以上に努めてまいりたいと考えております。

30年前より携わっております韓国柔道ナショナルチームのケア・コンディショニング活動、2005年より継続しているモンゴル国事業、さらに2018年からJIMTEFと日整が共同で取り組んでいるベトナムJICA事業などを通じ、柔道整復術の国際的認知向上を目指してまいりました。ベトナムJICA事業は約2年後の終了を予定しており、現地保健省による評価報告を通じて、国際社会における柔道整復術の理解が一層深まることを期待しております。

これらの活動は一見すると本会の直接的事業とは異なるように思われるかもしれませんが、しかし、柔道整復師という専門職の社会的価値を高めることは、業界全体の存在意義の向上につながるものと信じております。

私事ではありますが、「JICA 草の根技術協力事業」を通じ、ベトナムにおいて現地の医師の方々に柔道整復術の技術と考え方を共有する機会をいただいております。文化や制度の違いを越え、共に学び合いながら技術交流を重ねていく中で、柔道整復術の可能性が確実に広がっていることを実感しています。

2010年、モンゴル事業から帰国後に体調を崩され逝去された亀山実先生の「頼むよ！」という言葉、そして2018年に術後間もない身体でベトナム事業に尽力され、昨年ご逝去された金井英樹先生の想いは、今も私の胸に深く刻まれています。志をともにした先生方の願いを受け継ぎ、これからも現地の医療従事者と真摯に向き合いながら、柔道整復術の価値を国際社会へ伝え続けてまいります。



## 総務部長よりご挨拶

総務部長 梅本彰吾

### 「適応性と持続可能性」

当会運営に際しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。5年にわたり懸案となっておりました会館老朽化問題につきましては、昨年度をもって旧会館の売却手続きを完了し、令和8年2月24日より新会館にて事業を再開いたしました。これもひとえに、先達各位が旧会館の維持継承に尽力された賜物と存じ、改めて衷心より感謝申し上げます。

さて、近年の国際的な社会情勢は急激な変容を遂げております。新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、経済活動および生活様式に構造的変革を強い、その影響範囲は広範に及んでいます。加えて、地政学的リスクの増大や環境問題への関心の高揚も、社会全体に多面的な影響を与えております。

また、デジタル技術の進展と普及は、労働形態や教育制度にも抜本的な変容をもたらしましたが、同時に経済格差の拡大や情報分断といった新たな社会課題を顕在化させています。このような環境下においては、適応性と持続可能性を兼ね備えた社会基盤の再構築が求められます。

これらの社会的諸課題に対する適応力および持続可能性の両立が求められる現状は、当該分野にも顕著に表れており、公益社団法人としての本会においても喫緊の課題となっております。本会が直面する会員数および収入の減少に対する施策として、ファンドラップや債券運用、賃貸収入等を通じた多角的な収益構造の確立による経営基盤の安定化に取り組んでおります。さらに、根本的課題である会員数減少および所得水準低下への対応策として、神奈川県推奨の「未病」コンセプトに基づく地域支援プログラムを展開し、県民の健康福祉の向上を図るとともに、柔道整復師の社会的認知度向上に資する諸施策を積極的に実施してまいります。

今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 財務部長よりご挨拶

財務部長 田代 優樹

### 持続可能な組織基盤の構築に向けて —財務の視点から地域医療への貢献を支える—

会員の皆さまにおかれましては、日頃より県民の健康保持ならびに地域医療への貢献、そして本会運営に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本機関誌への寄稿にあたり、財務部長の立場から、本会の現状と将来に向けた展望についてご挨拶申し上げます。

公益社団法人としての私たちの使命は、適正かつ透明性の高い法人運営を通じて、社会からの信頼を揺るぎないものにするににあります。財務部が預かる資金は、会員の皆さまが日々現場で積み重ねてこられた努力の結晶にほかなりません。その一円一円をいかに適正に管理し、本会を安定的に運営しながら、効率的に公益目的事業へと還元していくか——その責任の重さを常に自覚し、業務にあたっております。

近年、医療・介護制度の改正、物価の高騰、さらにはデジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。このような時代において、本会が将来にわたり会員の皆さまを支え、地域社会への貢献を継続していくためには、健全で安定した財政基盤の構築が不可欠です。

現在、財務部では限られた資源を最大限に活用するため、不要な支出の見直しを進めるとともに、将来を見据えた収益事業の検討を行い、戦略的な予算配分との両立を図っております。短期的な視点にとどまらず、中長期的な観点から財務体質の強化に取り組むことが、組織の持続性を高めるものと考えています。

財務の仕事は、時として無機質な数字の積み重ねに見えるかもしれませんが、しかし、その数字の先には、学術大会を通じた技術研鑽、地域における公益活動、そして何より患者さまの笑顔があります。財務部は「縁の下の力持ち」として、会員の皆さまの日々の治療活動や社会貢献を下支えし、円滑に推進するための「羅針盤」でありたいと考えております。

「健全な体に健全な精神が宿る」と言われるように、組織においても健全な財務体質があつてこそ、公益法人としての誇りある活動を継続することができます。今後も、会員の皆さまからの信頼を第一に、誠実かつ透明な財務運営に邁進してまいります。

皆さまのご健勝と、各施術所のさらなる発展を心より祈念申し上げ、財務部長としてのご挨拶とさせていただきます。



## 保険部長よりご挨拶

保険部長 平野 佳人

### 「制度の先にある現場を守るために 一適正な保険運用と信頼の構築一」

本会の活動に日頃よりご理解とご協力を賜り、関係各位に厚く御礼申し上げます。

保険を取り巻く環境は、制度運用の厳格化が進む中で、記録の精度や説明責任がこれまで以上に求められる局面が増えています。その一方で、私たちが果たすべき本質は変わりません。すなわち、「必要な人に、必要な時期に、適切な施術を届ける」という医療的・社会的役割であり、この根幹を揺るがせにしないことが、いま最も重要であると考えています。

この一年、現場では保険者からの照会（内容確認）や返戻（差し戻し）につながりやすい論点が複雑化し、日常業務の負担が増してきました。こうした状況を受け、保険部としては、返戻・照会が生じやすいポイントの共有、外傷性の判断や記載整備に関する要点整理、会員研修の強化などに取り組んでまいりました。

現場が迷わず判断できる「共通言語」を整えることは、会員を守るだけでなく、患者さまの不利益を防ぐことにも直結すると考えています。

今後の展望は、大きく三つの柱に集約されます。

第一に「教育」です。新人・若手会員が現場で迷うことのないよう、実務指導を体系化し、記録・説明・申請の基本を“型”として共有できる体制づくりを進めてまいります。

第二に「標準化」です。施術所や担当者による差をできる限り小さくし、記録・説明・申請の質を揃えることで、誤解や疑義が生まれにくい運用へと近づけていきます。

第三に「連携」です。保険者や関係機関との建設的な対話を重ね、現場の実態と制度運用の整合を図りながら、適正かつ納得感のある仕組みづくりを目指します。

ここで強調したいのは、いわゆる「攻める・守る」という姿勢論ではありません。私たちが目指すのは、柔道整復師とは何を担う専門職なのかを、あらためて正確に理解していただくことです。外傷の評価、機能回復の支援、日常生活への復帰に向けた具体的な手当て—これらを地域の中で担ってきたのが柔道整復師です。その役割が適切に理解され、必要な人に必要な支援が届くことが、結果として患者さまの安心につながり、保険制度全体の信頼性向上にも寄与すると考えています。

保険は、誰かを縛るためのものではなく、社会で医療を支えるための制度です。だからこそ、現場が制度を理解し、制度が現場を理解する「橋」が必要です。保険部はその橋渡し役として、会員の皆さまと同じ目線に立ち、現場の実利に直結する取り組みを粘り強く進めてまいります。

引き続き、保険部事業へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



## 学術部長よりご挨拶

学術部長 村山 正

### 「臨床の確かさを支える学術の力」

新たなる年を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

平素より学術部事業に対し、会員の皆さまには多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年度の学術部事業として、本会学術大会を平成医療横浜医療専門学校にて開催いたしました。本学術大会では、昭和大学歯学部口腔解剖学講座 助教、ならびに昭和医科大学歯学部口腔解剖学講座 講師である井上 知 先生を特別講師としてお迎えし、「骨組織研究の進歩と骨折治癒過程のエコー評価」についてご講演いただきました。基礎研究と臨床をつなぐ内容は、学術的にも大変示唆に富んだものであり、柔道整復学の発展に資する貴重な機会となりました。

また、会員による学術発表も4題行われ、日常臨床に根ざした研究成果が共有されるなど、実り多い学術大会であったと考えております。

さらに、(公社)日本柔道整復師会主催による「匠の技 技術講習会」および「新入会員学術講習会」を開催し、柔道整復術に受け継がれてきた技術や理念について理解を深める場を設けました。これらの講習会を通じて習得した知識・技術が、地域社会への貢献として還元されることを期待し、今後も継続して開催していきたいと考えております。

また、(公社)日本柔道整復師会 関東学術大会が栃木県宇都宮市にて開催され、本会からは横浜西支部の伊藤由嗣会員が「臨床に生きる歩行分析」をテーマに発表を行いました。関東各県の代表者による発表を通じ、柔道整復学に対するそれぞれの熱意と取り組みを感じる、有意義な学術大会であったと感じております。

本年度の各種講習会につきましては、柔道整復術の実技を中心に、骨折・脱臼・捻挫・挫傷に対する判断基準となる検査法および固定法の習得を重視した内容を予定しております。また、一般市民を対象とした学術講習会やテーピング講習会においては、スポーツ損傷の予防対策を含め、地域に開かれた内容として実施していきたいと考えております。

本年度も学術部事業への変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## 広報部長よりご挨拶

広報部長 小野 博道

### 「想いと実践を社会へつなぐ広報の役割」

柔道整復師は、骨・関節・筋・靭帯といった運動器外傷を中心に、保存的療法を担う国家資格者として、長年にわたり地域医療の一端を支えてきました。捻挫や打撲、骨折・脱臼などの外傷に対し、徒手による評価と施術を行い、日常生活やスポーツ活動への早期復帰を支援することが、私たちの根幹となる役割です。そしてその活動は、療養費制度のもと、国民皆保険を支える一要素として位置づけられてきました。

しかしながら、柔道整復師が「どのような専門職で、社会の中で何ができるのか」という点について、行政や国民に十分に理解されているとは言い切れないのが現状です。療養費を巡る議論が続く中で、制度の側面のみが注目され、地域で果たしている柔道整復師の実際の役割や価値が、必ずしも正しく伝わっているとは言えません。

現在、神奈川県では「未病」の改善を重要な施策として掲げ、「病気になる前に防ぐ」「状態を悪化させない」社会づくりを推進しています。この考え方は、柔道整復師の専門性と極めて親和性が高いものです。柔道整復師は、地域に根ざした施術所という身近な窓口を通じて、外傷の初期対応のみならず、再発予防、慢性化の防止、身体機能の低下予防といった、いわば“未病の段階”への介入を日常的に行ってきました。

また、地域包括ケアシステムの推進により、「治す医療」だけでなく、「支える医療」「予防する医療」が求められる中で、柔道整復師は高齢者の転倒予防、運動機能の維持・向上、スポーツ障害の予防など、地域における重要な担い手となり得ます。これらの取り組みは、結果として医療費や介護負担の抑制にもつながる可能性を秘めています。

こうした柔道整復師の価値を、行政や国民に理解していただくためには、私たち自身が主体的に発信していく姿勢が不可欠です。広報とは単なる情報提供ではなく、専門職としての役割と責任を社会に示す行為であり、療養費の適正な運用、地域包括ケアへの参画、そして未病・予防分野での貢献可能性を自らの言葉で伝えていくことが、信頼の基盤になると考えています。

本誌「和」が、神奈川県における柔道整復師の実践と想いを社会に伝える一助となり、未病改善を含む地域づくりの中で、柔道整復師の存在価値を再認識していただく契機となることを願っています。今後も広報部は、会員の皆さまと共に、神奈川らしい柔道整復師の姿を発信し続けてまいります。



## 事業部長よりご挨拶

事業部長 矢澤 正 司

### 「事業部年間活動」

平素より事業部の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

事業部では大きな業務として日整全国少年柔道大会や、その神奈川県選抜チーム予選会などの運営又、救急救命講習会、横浜マラソン救護などが主な年間行事となります。

まず柔道大会ですが毎年7月に行われる神奈川県選抜チーム予選会に向け2、3月から数回の運営委員会を開催し審判や参加者の依頼を行い予選会の開催の準備をいたします。

この予選会では11月に講道館で行われる日整全国少年柔道大会の出場選手が決定され各道場から選抜された全国大会出場を目標に持った小学4、5、6年生が、学年ごとに白熱した試合を繰り広げ勝ち残った者で神奈川県選抜チームが誕生いたします。

このチームを率いて私は2年連続監督として日整全国少年柔道大会に出場致しましたが優勝には届かず全国の壁を感じました。しかし選手たちが体格の違う相手に立ち向かう姿や勝負に対する意欲に毎年感動いたします。

この柔道県予選と全国大会の間の10月後半に行われるのが横浜マラソンです。

横浜マラソンは2025年で10周年を迎えました。

参加者約3万人のランナー、50万人の観戦者、5千人を超えるボランティアの規模で行われ統括しておりますのが横浜マラソン組織委員会です。その組織委員会と事業部、広報部が春ごろより打ち合わせを始め大会の救護を10年行ってまいりました。昨年は天候不良もあり、例年より多くのランナーの救護活動を行いました。

この日整全国少年柔道大会、横浜マラソンが終わり、年度後半に救急救命講習会を開催する運びとなります。

この救急救命講習会は以前、日本医学協会の上級救急救命講習会も行っておりましたが、ここ2年は会員外の一般募集を考え証明書の発行がない港北消防署小机消防出張所の講師をお招きし講習会を協同組合協力のもと行っております。

このように今後も年間を通して行事を進めながら公益法人の運営に携わる一員としてこの先もより良い社会貢献のお手伝いができるよう進めてまいりますので、会員の皆様のご協力を承りたく宜しくお願い申し上げます。



## 顧問弁護士相談室

### 「外部理事・外部監事の選任について」

銀河総合法律事務所

弁護士 加藤 興平

- 1 神奈川県柔道整復師会は、公益社団法人です。令和7年の公益法人制度改正により、外部理事・外部監事の選任が義務づけられました。

法人内部の透明性を向上させること、ガバナンスを強化することを目的としています。外部である第三者の視点が、理事会などを監視することにより、法人の公正な運営が促進されることが期待されています。

- 2 外部理事は、理事会などにおいて、内部のメンバーだけでは気づかない新たな視点からの助言や提案をしたり、専門知識の提供をしたりして、理事会運営の活性化をはかることができ、法人の成長につながります。

また、法人運営が内部のメンバーだけで行われることによる私物化の防止＝ガバナンスの強化にもつながります。

そのため、外部理事には、経営、財務、法務などに精通している専門家がよいとされています。

理事のうち一人以上の外部理事を選任することが、公益認定の基準となっています。

- 3 外部監事の選任は、全ての公益法人の義務です。公益法人の社会的信頼を維持し、ガバナンスを強化するためです。

外部監事は、公益法人の財務状況や業務執行状況の監査を通じて、法人運営の健全性と透明性を確保します。法人のガバナンスの強化につながります。

外部監事は、財務監査、業務監査を行います。財務監査は、法人の財務を精査し、収支が適正に管理されているかなどを確認します。業務監査は、理事会等の意思決定や、法人の業務が法令定款等に従って適正に行われているかを監査します。いずれも、誤りなどの発生を事前に防止したり、万一、事後的に誤りを発見した場合には、適切な対応を促します。

そのため外部監事には、財務、会計、税務、法務などに精通している専門家がよいとされています。

監事のうち一人以上の外部監事を選任することが、公益認定の基準となっています。

- 4 公益社団法人神奈川県柔道整復師会の定款第27条第1項は、以下の通り、規定されています。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員より選任する。

この定款によりますと、役員は「正会員」の中から選任する必要があります。外部理事及び外部監事は、外部の者である必要があります。正会員は、外部役員になることはできません。

そのため、定款第27条第1項については定款変更の手続きを行い、外部の者を役員に選任できる定款に変

更する必要があります。例えば、変更案としては「理事及び監事は、総会の決議によって選任する。」などです。そして、変更後の定款に基づいて、外部役員を選任することが必要となります。

- 5 上記4の定款変更と、外部役員を選任を、同じ日の総会で行うことは可能です。

まずは、総会で定款変更の決議を行います。そうすると、定款は変更された状態となります。その後、変更後の定款に基づいて、外部役員を選任する決議を総会で行えばよいのです。

- 6 外部役員を確保しやすくするために、責任限定契約という制度を利用することがあります。責任限定契約とは、役員の職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失がないときは、外部役員が公益法人に対して負う損害賠償責任について、一定の額を限度とする制度です。責任限定契約に関する定款への記載と、その登記が必要となります。

定款の記載例は、例えば、変更案としては「本会は、外部理事、外部監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。」などです。

- 7 私は、上場会社等で、社外取締役、社外監査役という外部役員の経験があります。現在は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会で外部理事をしております。

外部役員の存在が功を奏した例は、色々あります。弁護士、公認会計士、税理士、有識者などの外部の専門的意見を、役員会の場で、直接取り入れることができ、より身のある意見交換ができ、議論の正確性、効率性、スピード間がアップします。例えば、不動産を売却したり、購入したりする際に、売却方法、売却の際の注意事項などを外部役員が理事会で発言することにより、理事会の意見交換が活発となり、よりよい結果を導くことができます。

問題が発生しそうなき、発生してしまったときに、適切な対応策が迅速に取り入れられることもあります。役員会で意見の対立が生じたときにも、専門的な判断を取り入れることも可能です。例えば、パワーハラスメントの通報があったとします。その場合、どのような調査を行えばよいのか、どのような判断を行えばよいのか、どのような手続きをすればよいのかなどについて、外部役員が理事会で説明することにより、問題解決に向かって理事会が効果的に機能することができます。

外部役員を選任により、公益社団法人神奈川県柔道整復師会がより素晴らしく発展し、会員の皆様のお役に立つことになると確信しております。

以上



## 「新公益法人会計基準の概要について」

中田公認会計士事務所

公認会計士・税理士 中田 ちず子

当会の会計の顧問をさせていただいている公認会計士・税理士の中田と申します。

この度、広報誌に記事を掲載していただく機会を得ましたので、昨年掲載させていただいた公益法人制度改革に引き続き公益法人会計基準の改正とその適用について概要をお知らせしたいと存じます。

### 1. 公益法人制度改革と新公益法人会計基準改正の意義

公益法人制度改革は、今まで公益法人に課せられていた財務的規律、具体的には収支相償基準、遊休財産保有制限などが過度に厳しく、公益法人の自由な活動を阻害しているのではないかということから行われました。

したがって、この改革は収支相償を廃して中期的収支均衡とし、遊休財産保有制限の代わりに使途不特定財産保有制限とするなど、財務的規律を緩和し、公益法人の活動を自由にするを目的としています。

単に自由にするだけでなく、一方では公益法人が自らガバナンスを強化するため、様々な規制が行われました。法人のガバナンスとは外部の視点を入れて意思決定をしたり、規則を定め、それに従って行動するなど、自ら身を律することをいいます。代表的なものが外部理事・外部監事の導入です。

このように、認定法という公益法人の法律の改正による制度改革は財務規律の緩和というアメとガバナンス強化というムチの両面があるということです。

公益法人会計基準はこうした制度改革の趣旨を受け、ガバナンス強化のために改正されました。認定法では、公益目的事業の財産を他の会計の財産と区分するため区分経理が義務付けられました。そこで、会計基準においても今まで正味財産増減計算書だけに求められていた区分経理（会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に区分すること）が貸借対照表にも求められることになりました。

### 2. 本表は簡素に、詳細は注記へ

公益法人会計基準改正のもう1つの目的は、改正前は公益法人特有の会計処理や表示が多く、一般的な会計の知識では理解しにくい状況だったところ、本表（貸借対照表・活動計算書）は簡潔で分かりやすく、詳細は注記にするとということです。そこで、今までの貸借対照表・正味財産増減計算書と比べると、新基準の貸借対照表や活動計算書（新会計基準では、正味財産増減計算書を名称変更して活動計算書といいます。）はとても簡潔な形になり、その代わりにいくつかの注記をすることになりました。

具体的な表示は公益法人会計基準運用指針に記載がありますのでご参照ください。ここでは、変更のあった点について説明します。

### 3. 貸借対照表及びその注記

#### （1）固定資産の表示の変更

貸借対照表の固定資産の区分が今までの基本財産・特定資産・その他固定資産から有形固定資産・無形固定

資産・その他固定資産に変わりました。

これにより、今まで基本財産・特定資産として表示されていた預金は、流動資産の預金として示されることになりました。改正前のように流動資産は使えるもの、固定資産は使えないものと考え、流動資産が増加するため使えるお金が増えたように思われるかもしれませんが、別途、財産目録上で流動資産の預金であり、基本財産であると記載することで流動資産に振り替えたからといって使えるわけではないことが示されます。特定資産についても同様です。特定資産は法人が任意特定の目的のために積み立てているもので、改正前の基準では特定資産という科目で表示しなければなりませんでした。改正後は、特定資産という名称を使用する義務はなくなりました。

### (2) その他有価証券評価差額金

公益法人の保有している有価証券は満期保有目的債券以外は、ほとんどその他有価証券です。その他有価証券の評価差額は、活動計算書には記載されず、貸借対照表の純資産の部に記載されることとなります。

評価差額金とは、その他有価証券を購入した価額とその期の期末時価との差額です。購入価額より時価が大きければその他有価証券の価値がその分増加しますが、それは損益として活動計算書には記載せず、貸借対照表の純資産の部に計上することとなります。

改正前の基準では評価損益は正味財産増減計算書の営業費用の下に評価損益等として示すこととされていました。収支相償計算に影響はないものの、最終利益には影響していました。改正後は、評価損益が活動計算書には記載されないため、活動計算書は純粋に法人の経営活動の損益を表すこととなります。

### (3) 新しく追加された注記

#### ①会計区分別内訳

貸借対照表の流動資産・固定資産・総資産・流動負債・固定負債・総負債・純資産の科目について公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計に区分する注記です。

#### 【会計区分別内訳】

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産					
固定資産					
総資産					
流動負債					
固定負債					
総負債					
純資産					

(記載上の留意事項)

・公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上する場合には、①借入の財源(法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金)、②事情(資金不足により公益目的事業を継続することが困難な状況)を脚注に記載する。

この注記の公益目的事業会計の総資産が認定法の公益目的事業財産額であり、同会計の純資産が公益目的取得財産残額と見なされます。公益目的取得財産残額とは、公益法人が解散する際に他の公益法人等に贈与しなければならないと定款で定められている金額です。

改正前の基準では、公益目的取得財産残額は貸借対照表上では計算できず、別途定期提出書類別表 H で計算していました。改正後基準適用後はこの注記で公益目的取得財産残額が示されることとなるため、従来の別表 H は廃止されます。

公益目的事業の財産を他の会計の財産と区分するため、区分経理が認定法で義務付けられたことから、新会計基準でも貸借対照表の区分経理が義務化され、この注記が必要とされることになりました。

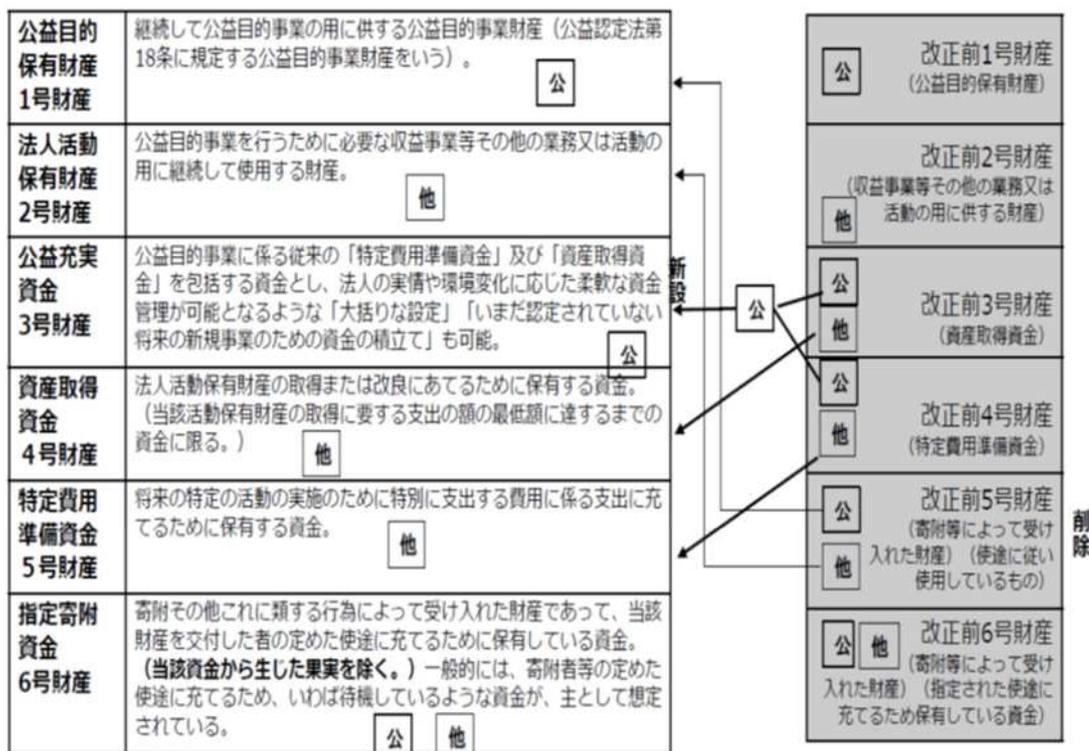
また、公益目的事業会計が他の会計から借入れがある場合には、1年以内の短期の借入の場合には短期他会計借入金として表示することになります。公益目的事業会計が資金不足のために事業を継続することが困難な状況にあり、他会計から、他の会計のために必要であるとして積み立てられている使途拘束財産（法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金、指定寄附財産、下記控除対象財産の図表中の「他」の財産）を財源として借入を行っている場合には、この注記にその財源となっている財産及び公益目的事業会計でそのような困難な状況にある旨を脚注しなければならないこととされています。

②資産及び負債の状況

この注記は、改正前会計基準の財産目録と同じです。貸借対照表の表示が基本財産・特定資産から有形固定資産・無形固定資産に変更されたことから、この注記も新会計基準の貸借対照表と同じ科目の表示となります。

使用目的欄には、改正前の基本財産・特定資産を表示するほか、使途拘束財産（控除対象財産）である資産であることを明らかにします。控除対象財産は法律上、使途が決まっている財産で1号財産から6号財産まで以下のように規定されています。下図の右が改正前、左が改正後の控除対象財産です。

【控除対象財産】



③使途拘束財産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高

上記の図の控除対象財産のそれぞれについて増減額と残高を示す表です。この注記は、上記②の注記の使用目的欄と対をなしています。改正前はこの表は定期提出書類で示されていましたが、新会計基準では貸借対照表の

注記となりました。

#### ④指定純資産の内訳と増減額及び残高

改正前の基準では、指定純資産の交付者、内訳、増減などは示されませんでした。新会計基準ではこの注記により示すこととされました。

#### ⑤指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み

指定寄附資金（6号財産）は受領した後、指定された目的への支出を待機している資金であるため、原則として長期にわたって保持すべきものではありません。そこで、指定寄附資金の受入年度別残高を注記することで長期にわたる指定寄附資金の存在を明らかにして、受け入れてから5年超のものについては、将来の支出予定を注記することとされました。

### 4. 活動計算書

改正前の正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に区分され、指定正味財産として受け入れた寄附等は指定正味財産増減の部の増加項目となり、その寄附等が用途の指定通り使用された場合や、寄附等の対象財産が棄損したような場合には一般正味財産増減の部に振替が行われていました。

この処理が大変わかりにくいということで、改正後の活動計算書上は一般純資産、指定純資産（新会計基準では正味財産を純資産と名称を改めました。）を区分せず合算して示し、また、収益・費用の会計区分別表示は本表では行わず、公1事業費、収1事業費、管理費などとする事とされました。また本表の活動計算書では当期収益費用差額までを記載します。

活動計算書では収益費用は法人全体として表示されます。細かい情報を示すため、次の3つの注記をすることになりました。

#### ① 財源区分別内訳

この注記では活動計算書本表を縦に一般純資産・指定純資産に区分して示します。改正前の基準は上に一般正味財産の部、下に指定正味財産の部と区分していましたが、これを縦にしたものです。単に縦にしただけでなく、改正前の基準では指定正味財産が用途の指定通りに使用された場合などは一般正味財産の部に振替が行われましたが、どの時点で振替を行うかが必ずしも明確ではなく、恣意性が入る恐れがありました。新会計基準では、指定純資産を受領した時点で指定純資産の区分の収益とし、使用した際には指定純資産の費用として記録することで一般純資産への振替は不要となりました。

本表は当期収益費用差額までの表示ですが、この注記は最後に一般純資産・指定純資産それぞれの期首残高を加算して期末純資産額を示します。これによって、貸借対照表本表の純資産の部に記載されている一般純資産・指定純資産の額との一致を確認できます。

#### ② 会計区分及び事業区分別内訳

会計区分及び事業区分別内訳の注記は上記①の一般純資産の区分について公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に区分して示します。

#### ③ 事業費・管理費の形態別区分

上記②の会計区分別の経常費用について形態別の費用額を表示します。会計区分別（公益・収益等・法人）

の区分以外に、事業別（公1・公2・収1）区分を記入することも認められています。

#### 5. 有価証券の受取利息・受取配当金

有価証券元本が一般純資産を財源とするものであっても指定純資産を財源とするものであっても、そこから生じる受取利息・受取配当金はいずれも一般純資産の収益とすることとされました。

改正前の基準では、指定正味財産から生じる受取利息や受取配当金についても寄付者の指定があるとして指定正味財産とされることがあり、それによって多額の受取利息や受取配当金があっても指定正味財産の増加として、収支相償の対象とならず、かつその残高は控除対象財産として遊休財産保有制限にも抵触しないこととなり、その資金が法人内に積みあがっていくという弊害がありました。新会計基準においては、これを防止するため、このような規程が置かれたものです。

#### 6. 新会計基準適用の経過措置

新会計基準は、令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。ただし、令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準等によらず従前の会計基準を引き続き適用することができるかとされています。

すなわち、新会計基準は3年間の経過措置が講じられており、3月期決算の法人は、令和10年（2028年）4月1日から開始する事業年度には必ず適用しなければならず、それ以前は法人の任意で適用できることとなります。

新会計基準を適用するまでは今までの会計基準をそのまま適用することになり、定期提出書類別表Hも作成し続けることとなります。

法人は、どの期から新会計基準を適用するか決定し、適用に向けて、財務諸表の表示、注記の変更の検討、会計ソフトの導入などの準備を行っていく必要があります。

本稿が、会員の皆様方のご理解の一助となれば幸いです。本会のますますのご発展を祈念しております。



## 「2026年の抱負」

伊勢原協同病院

病院長 鎌田 修博

会員の皆様におかれましては、日頃より地域医療・地域福祉の第一線において、柔道整復師としての専門性を発揮されていることに、心より敬意を表します。

さて、コロナ禍を経た現在、柔道整復分野における保険受療患者数が年々減少している傾向は、看過できない重要な課題であります。ただし、この動きは医科を含む医療全体にも共通するものであり、制度や社会環境の変化が強く影響していることを、冷静に受け止める必要があります。

こうした状況の中で、単に「患者数の減少」を嘆くのではなく、社会の変化を冷静に分析し、柔道整復師として何を提供できるのか、どのような役割を担うべきかを改めて検討することが、今まさに求められています。

患者さんの受診行動は変わりつつあり、「治す」ことに加えて、「予防する」「再発させない」「生活の質を高める」といった視点が、これまで以上に求められています。保険診療の適正な運用を堅持しつつ、予防・健康増進への関与、医療・介護との連携、地域住民からの信頼のさらなる向上など、取り組むべき課題は少なくありません。地域住民との関わり方や情報発信の工夫などで切り拓ける可能性は多くあります。

本年は、こうした変化の時代においても、柔道整復師が地域にとって必要不可欠な存在であり続けるために、制度・実務・社会的役割のあり方を会全体で考え、議論し、行動に移す一年としたいと考えております。会員一人ひとりの知恵と経験を結集し、次の時代につながる柔道整復の姿を共に築いていきましょう。

本年が、会員の皆様にとって実り多き一年となりますことを祈念し、新年の抱負といたします。

# 令和7年定時総会開催報告

## 広報部

令和7年5月25日（日）10時より、本会仮事務所にて、令和7年度定時総会を定款に基づき開催いたしました。開催結果は以下の通りとなりますことをご報告いたします。

### 1. 令和7年度定時総会成立について

令和7年3月31日現在、議決権を行使する権利を有する総会員数は581名、休会者7名、令和7年度定時総会までの退会者2名、有効会員数572名、総会出席者数72名、議決権行使の総数434個であり、本会定款第22条および23条の規定により、定時総会は成立しました。

### 2. 議長・副議長・議事録署名人の選出について

議長 足立 唯 会員（平塚）  
副議長 山本 裕太 会員（小田原）  
議事録署名人 議長及び全理事者

### 3. 議事

①第1号議案 令和6年度事業報告の承認について

②第2号議案 令和6年度決算報告の承認について  
（ 監査報告 ）

③第3号議案 役員選任について

④第4号議案 審議委員選任について

第1号議案から第4号議案までの全ての議案は賛成多数にて可決承認されました。

第3号議案 役員選任について

当日投票総数	72票
議決権行使書数	362票
総投票数	434票
過半数	218票

#### （1）会長選任

齋藤 武久 候補	402票
----------	------

#### （2）副会長選任

荻谷 満郎 候補	387票
----------	------

田澤 裕二 候補	397票
----------	------

#### （3）理事選任

田代 優樹 候補	393票
----------	------

村山 正 候補	387票
---------	------

小野 博道 候補	385票
----------	------

梅本 彰吾 候補	390票
----------	------

平野 佳人 候補	386票
----------	------

矢澤 正司 候補	383票
----------	------

#### （4）監事選任

吉川 栄智 候補	398票
----------	------

高橋 三叔 候補	396票
----------	------

全候補者が選任に必要な票数を獲得し、それぞれ立候補した役職に選任されました。

第4号議案 審議委員選任について

上倉 隆男 候補	信任
----------	----

鈴木 國夫 候補	信任
----------	----

櫻田 博昭 候補	信任
----------	----

高橋 勇次 候補	信任
----------	----

徳留 義見 候補	信任
----------	----

また、定時総会当日には永年在籍会員表彰がありました。

★60年表彰（1名）

湘南 支部 石井 洋秀 会員

★50年表彰（3名）

大和 支部 加藤 学 会員

横浜中支部 月星 栄学 会員

横浜中支部 横山 健二 会員



★40年表彰（9名）

横浜中支部 吉田 三千雄 会員

横須賀支部 高橋 勇次 会員

川崎 支部 小島 博司 会員

湘南 支部 篠崎 薫 会員

横浜中支部 松爲 信夫 会員

横浜中支部 尾池 孝志 会員

湘南 支部 高橋 和裕 会員

相模 支部 松崎 好男 会員

相模 支部 下山 一幸 会員



★30年表彰（13名）

平塚 支部 稲本 克祐 会員  
横浜西支部 村山 正 会員  
川崎 支部 宮崎 健郎 会員  
小田原支部 曾我 昌企 会員  
相模 支部 佐藤 一成 会員  
相模 支部 田所 和也 会員  
横浜北支部 比留間 俊雄 会員  
川崎 支部 岩崎 正人 会員  
平塚 支部 飯塚 哲 会員  
横須賀支部 山田 伸一 会員  
横須賀支部 秋田 典夫 会員  
相模 支部 久保田 武晴 会員  
湘南 支部 兼子 嘉之 会員



受賞者の先生方おめでとうございます。

## 第44回神奈川県柔道整復師会柔道大会開催報告

事業部長 矢澤 正司

令和7年7月6日（日）神奈川県立武道館における標記大会は、以下の通りとなりましたので、11月16日（日）に開催されます日整全国少年柔道大会神奈川代表に決定いたしました。会員各位のご理解・ご協力に心より感謝申し上げます。

参加者数 監督・コーチ 45名 選手 78名



### 選抜チーム

監督	矢澤 正司
先鋒	竹島 大智（長澤道場）
次鋒	勝海 花南（愛柔会）
中堅	末吉 晃希（朝飛道場）
副将	幸地 一毅（八三塾）
大将	石田 昊士（長澤道場）

### 形の部

監督	室田 次朗
取	室田 廉翔（室田道場）
受	中口 清玄（室田道場）





## 匠の技技術講習会の開催報告

学 術 部 長 村 山 正

### 1 日 時

令和7年8月24日9時開始

### 2 場 所

本会仮事務所大会議室

### 3 参加者 12名

公益社団法人日本柔道整復師会学術教育部小野博道先生を招致し本会の指導者である村山および山口善弘会員の3名にて表記講習会を実施しました。

神奈川県として実施する第1回目であることから、日整より「橈骨遠位端骨折」を行うことの指示を受け開催するに当たりの資料等に準じて開催しました。ビデオにて日整会長のメッセージの後、小野先生が超音波画像観察の橈骨遠位端骨折に関する超音波画像観察の描出方法および描出ポイントの説明をおこない超音波画像観察装置8台にて受講者12名に対し講師3名にて描出ポイントを個別指導しました。



第2部として村山より「整復・固定」の講習を実施し日整からの指導ビデオを視聴してもらい不足部分および固定方法の詳細を説明し各自作成してもらいました。その後整復動作における留意点を確認しながら各自にて整復動作を行い講師3名にて指導しました。





最後に、受講者に全員に「橈骨遠位端骨折」の超音波画像観察と整復固定を各自行ってもらい講師にて評価しました。

## 第46回神奈川県柔道整復学術大会開催報告

学 術 部 長 村 山 正

### 第46回神奈川県柔道整復学術大会報告書

- 1 日 時 令和7年9月21日（H）午後2時開始
- 2 会 場 学校法人 平成医療学園 横浜医療専門学校  
〒221-0056 横浜市神奈川区金港町9-12
- 3 参加者 会員45名 勤務柔道整復師7名 会員外15名 総数67名
- 4 内 容

#### 【特別講演】

「骨組織研究の進歩と骨折治癒過程のエコー評価」

昭和大学 歯学部口腔解剖学講座 助教 昭和医科大学 歯学部口腔解剖学講座 講師  
学校法人 平成医療学園 横浜医療専門学校 講師 井上 知先生

特別講演では、解剖学を主体とした細胞レベルの講演であり仮骨形成に関して最新の研究結果のもと新たな仮骨形成に関する研究結果などを講演されました。この講演で解剖学の重要性また最新の研究結果を知る重要性を再確認いたしました。

#### 【会員発表】

- ① 「橈骨遠位端骨折後の長母指伸筋腱断裂について～対応と予防～」  
川 崎支部 鈴木 崇之会員
- ② 「上腕骨小頭離断性骨軟骨炎の2症例を考察」  
大 和支部 山口 善弘会員
- ③ 「柔道整復師が取り扱う超音波画像観察の歴史」  
横浜西支部 村山 正会員

会員発表に関しましては、内容的に解剖学的理論、治療経過、画像解析を考慮した非常に良い論文であり今後の柔道整復術に結意義なものであったと感じています。今回は学術誌を早く会員に送付したことにより例年と比較してより多くの会員が参加してくれたと感じています。また課題としては、展示ブースに関して次年度は組合と話し合いながら開催したいと思います。



## 健康支援プログラム開催報告【座間市】

総務部長 梅本 彰吾

### 座間市における健康支援プログラム実施報告書

南足柄市からの申請により、標記の健康支援プログラムを下記の通り実施したので報告します。

記

#### 1 実施日時

令和7年9月28日(日)午前10時00分から午前11時30分の間

#### 2 実施場所

座間市 広野台集会所

座間市広野台1-11-9

#### 3 従事者

講師 総務部長 梅本 彰吾

補助員 総務部員 山崎 慎也、山崎 陽介、事務局 小田 通修

#### 4 参加者

座間市民 24名、座間市職員 1名

※詳細は座間市で取りまとめ中

#### 5 概要

プログラムの講演に先立ち、参加者全員の足裏バランス測定し、各自の足の健康状態をチェックしました。

講演では、転倒事故の現状、足の構造、歩行時の足関節の働き、脳と歩行のメカニズム等を解説して、足の健康の重要性を理解してもらったうえで、エクササイズに移行しました。

今回の会場は狭隘でしたが、その分参加者に対する目配りをする事ができ、講演の時々において、参加者とタイムリーな質疑応答ができました。

#### 6 成果

参加者からは、

○ (エクササイズを) 普段の生活に取り入れたい

○ 具体的な指導でよく理解できた

等の感想が寄せられ、市民に対して足の健康意識の啓蒙できました。

#### 7 その他

状況写真を添付します。

健康支援プログラム座間市会場実施状況写真



足裏測定状況



補助員による測定結果解説状況



梅本講師による講演状況



エクササイズ説明状況



エクササイズ前準備運動



エクササイズの状態

## 健康支援プログラム開催報告【山北町】

総務部長 梅本 彰吾

### 山北町における健康支援プログラム実施報告書

山北町からの申請により、標記の健康支援プログラムを下記の通り実施したので報告します。

記

#### 1 実施日時

令和7年10月5日(日)午前9時40分から午前10時50分の間

#### 2 実施場所

山北町健康福祉センター  
足柄上郡山北町山北 1971-2

#### 3 従事者

講師 総務部長 梅本 彰吾  
補助 総務部員 山崎 慎也、山崎 陽介、事務局 小田 通修

#### 4 参加者

山北町民 28名 内訳 女性 28名 (当初参加申込者 15名の年齢分布 79歳以下 9名、80歳以上 6名)

#### 5 実施内容

プログラムの講演に先立ち、参加者全員の足裏バランス測定し、各自の足の健康状態をチェックしました。

講演では、転倒事故の現状、足の構造、歩行時の足関節の働き、脳と歩行のメカニズム等を解説して、足の健康の重要性を理解して頂いた上で、エクササイズに移行しました。

3種類の運動具を使った足指エクササイズでは、講師が時々においてに使用用具の変更を指示するなどして、興味を引き付ける工夫をしました。また、参加申込者以外にも、このプログラムに携わった山北町の健康普及員、フレイルサポーターも参加し、足の健康に対する関心の高さを知ることができました。

#### 6 成果

参加者からは、

- 歩き方の基礎を教えてもらいためになった
- きちんと説明をしてもらい大変に良かった
- もらった運動具で、家でもやってみます
- 去年の体力測定よりも良かった

等の感想が寄せられました。

山北町担当者からも来年のプログラム実施の口頭依頼があり、本会の健康支援プログラムが、神奈川県が提唱する未病改善に適った事業であると実感しました。

#### 7 その他

状況写真を添付します。

10.5 山北 健康支援プログラム状況写真



主催者による講師紹介状況



足底測定状況



補助員による測定評価の状況



講演状況



ボールを使ったエクササイズの様子の状況



講師によるエクササイズの指導

# 横浜マラソン2025 ケア・コンディショニング サービス ボランティア実施報告

事業部長 矢澤 正司  
広報部長 小野 博道

横浜マラソン2025 ケア・コンディショニングサービス ボランティア実施報告  
標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

## 1 実施日時

令和7年10月25日（日）

## 2 実施場所

横浜みなとみらい 臨港パーク

## 3 活動内容

横浜マラソン2025組織委員会より、昨年に引き続き「ケア・コンディショニングサービス」への協力依頼を受け、（公社）神奈川県柔道整復師会から以下の6名が参加しました。

矢澤正司 事業部長

八木雅之 部員

二宮嘉信 学部員

小野博道 広報部長

山部高雅 部員

八巻優汰 部員

本年度は、本会のほか、（公社）神奈川県鍼灸師会、（公社）スパイラルテーピング協会の3団体により、ランナーのケア・コンディショニングルーム業務を共同で実施しました。

大会は、

フルマラソン（23,000人）

7kmラン（4,500人）

ファンラン（1,200人）

ペアリレー（600人）

湾岸ハイウェイラン（100人）

以上5部門で、総勢約29,000人がランナーとして参加しました。

当日は朝から雨模様で気温も低く、昼頃に雨は止みましたが、終日肌寒いコンディションでした。ランナーにとっては走りやすい気温ではあったものの、冷えによる筋疲労や痙攣が目立ちました。

ケア・コンディショニングサービスは、ゴール付近の救護所奥にテント2張が設営されました。救護所には医師・看護師・救急救命士・救護ボランティアが常駐し、ゴール後に体調不良や外傷のあるランナーを救護班がトリアージしました。重症例（脱水・血圧低下・低体温症）は医師ブースへ、筋痙攣や運動器の不調はケア・コンディショニングブースへ誘導される体制が救護コーディネーターにより構築されました。

フルマラソン完走者が続々とゴールした11時過ぎ頃から搬送ランナーが増え、本サービス利用者は60名

を超え、そのうち約 35 名を当会ブースが担当しました。主な訴えは下腿部・大腿部の筋痙攣であり、ストレッチや軽度のマッサージによるケアを実施し、回復後にはセルフケア指導も行いました。

また今回は、医師・看護師が対応するブースにも柔道整復師が呼ばれ、ストレッチやマッサージを施すなど、職種間での連携が実現しました。各医療職が互いの専門性を活かしてランナー支援を行えたことは、非常に有意義な活動であったと感じております。

今後もこの活動を継続し、柔道整復師にできることを広く発信し、他医療職や一般市民に認知してもらう良い機会として発展させていきたいと考えます。今後はさらに多くの会員にボランティア参加を呼びかけ、活動の輪を広げてまいります。

以上



## 健康支援プログラム開催報告【鎌倉市】

総務部長 梅本 彰吾

### 鎌倉市における健康支援プログラム実施報告書

鎌倉市からの申請により、標記の健康支援プログラムを下記の通り実施したので報告します。

記

#### 1 実施日時

令和7年11月9日(日)午前10時00分から午前11時30分の間

#### 2 実施場所

たまなわ交流センター 2階会議室  
鎌倉市台 1-2-25

#### 3 従事者

講師 総務部長 梅本 彰吾  
補助員 総務部員 山崎 慎也、山崎 陽介

#### 4 参加者

鎌倉市民 8名  
内訳 性別 男性1名 女性28名  
年代別 50代 1人、60代 2人、70代 5人

#### 5 概要

講義前に参加者の足裏バランス測定し、各自の足の健康状態をチェックしました。

講義では、転倒死亡事故の現状、足の構造、歩行時の足関節の働き、脳と歩行のメカニズム等を解説して、足の健康の重要性を理解してもらったうえで、エクササイズに移行しました。

プラスチックボール等3種類の運動具を使った足指エクササイズでは、脳から筋肉への信号伝達を鍛えるトレーニングを行い、参加者の興味を引き付ける工夫をしました。参加者からは、講義終了後、ストレッチのやり方を再確認したいとの要望が寄せられ、全員で復習しました。

#### 6 成果

参加者からは、

○ とても良い内容なので、もっと広い会場でたくさんの方に参加してもらったらいと思います。

○ 大変興味深く、足の機能等とその運動と力の連動等分かりやすく学べました。等の感想が寄せられました。

#### 7 その他

状況写真を添付します。

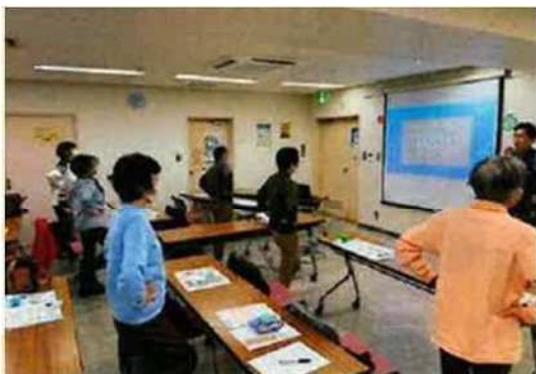
## 状況写真



主催者（鎌倉市）による講演紹介状況



講演状況



参加者による開眼片足立脚



足指把持訓練の状況



講師による個別指導



## 第15回日整全国少年柔道「形」競技会 結果

### 予選

順序	チーム	得点
1	福井県	65.5
2	奈良県	60.5
3	山形県	66.6
4	高知県	74.8
5	佐賀県	61.8
6	和歌山県	57.3
7	福島県	56.6
8	愛知県	71.8
9	大阪府	75.5
10	宮城県	73.9
11	沖縄県	65.0
12	-	

順序	チーム	得点
1	青森県	63.4
2	広島県	66.1
3	香川県	70.2
4	京都府	60.9
5	岐阜県	58.6
6	鳥取県	70.7
7	秋田県	59.8
8	滋賀県	73.9
9	鹿児島県	52.0
10	新潟県	74.3
11	神奈川県	65.9
12	山口県	63.2

順序	チーム	得点
1	東京都	75.5
2	北海道	61.1
3	福岡県	60.7
4	兵庫県	73.9
5	岩手県	67.7
6	徳島県	58.4
7	長野県	58.4
8	大分県	53.4
9	茨城県	64.5
10	千葉県	67.3
11	山梨県	56.6
12	静岡県	65.7

順序	チーム	得点
1	富山県	68.6
2	三重県	66.4
3	愛媛県	67.7
4	埼玉県	67.3
5	群馬県	67.3
6	岡山県	71.8
7	栃木県	62.5
8	石川県	68.4
9	熊本県	69.3
10	宮崎県	70.9
11	長崎県	65.0
12	島根県	70.9

### 決勝

順序	チーム	得点	順位
1	兵庫県	74.7	2
2	大阪府	73.0	4
3	新潟県	74.5	3
4	高知県	72.4	5
5	滋賀県	70.8	6
6	宮崎県	70.3	7
7	東京都	75.2	1
8	岡山県	70.3	7

第34回日整全国少年柔道大会

第15回日整全国少年柔道「形」競技会

**神奈川県**



監督		矢澤正司				
	氏名	学年	身長	体重	生年月日	性別
大將	石田 昊士	6	160	76	H25.9.20	男
副將	幸地 一毅	6	148	44	H26.3.10	男
中堅	末吉 晃希	5	154	80	H27.2.3	男
次鋒	勝海 花南	5	160	60	H26.9.23	女
先鋒	竹島 大智	4	138	58	H28.1.15	男

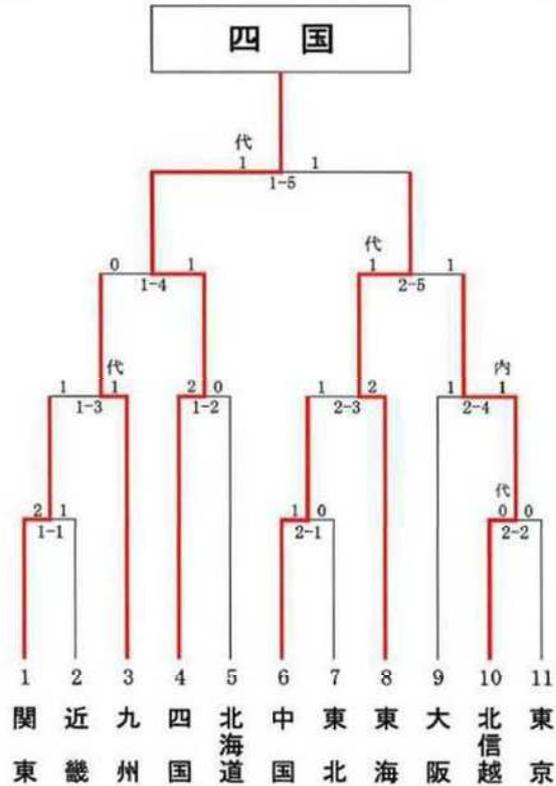
**神奈川県**



監督 室田次朗

	氏名	学年	生年月日	性別
取	室田 廉翔	5	H26.8.26	男
受	中口 清玄	5	H26.8.24	男

第44回 日整全国柔道大会 試合結果



## 第44回日整全国少年柔道大会

関 東						
						
	監督	7段	徳	留	義	見
	段位	氏 名		身長	体重	年令
大将	6段	根	岸	清	道	166 100 52才
中堅	6段	新	井	伸	章	180 90 48才
先鋒	3段	山	部	高	雅	168 75 40才

# 令和7年度救急救命講習会実施結果報告

事業部長 矢澤 正 司

## 令和7年度救急救命講習会実施結果報告書

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

### 1 実施日時

令和7年12月7日（日）午前11時10分～午後0時20分

### 2 実施場所

公益社団法人神奈川県柔道整復師会仮事務所 大会議室

### 3 講師

横浜市消防本部港北消防署

小机消防出張所 所長 杉村友希

### 4 参加者

7名

○ 会員 7名

事業部長 矢澤正司 事業部員 八木雅彦、二宮嘉信 財務部長 田代優樹

協同組合 葛岡美竹、長嶋京子、古屋範明

○ 事務局 1名

松本裕美子

### 5 実施状況

冒頭、司会進行役の矢澤部長から講師の紹介があり、その後、講師の杉村小机消防所長から、

(1) 横浜市内の救急隊の出動実態

(2) 心臓マッサージのポイント

圧迫ポイント（強さ・深さ）、併行実施される人工呼吸に関する最近の考え方

(3) AEDの構造・使用の有無判断

(4) AED使用時の留意点

被験者の下部は堅めの床（心臓マッサージによる体の沈下を防ぐ）

パッド装着部の湿気ふき取り

ペースメーカー使用者に対するパッド装着位置の確認

装着したパッドは剥がさず、救急隊に引き継ぐ

下着は破かずにパッド装着がしやすいようにずらす

等の説明を受けた後、ダミーを使い、2人1組になって意識不明者発見を想定したAED装着体験をした。

また、AED装着訓練では、AEDを必要とする意識不明者を発見した場合に取るべき措置を教授され、

(1) 発見時の周辺安全確認

(2) 意識有無の確認方法

(3) 周辺者への救急隊派遣依頼とAED提供要請

(4) AED実施と心臓マッサージの継続

を行うとともに、AEDによる電気ショック必要の判断は、AED本体に組み込まれた装置が解析・判断するので、自己判断しないようにすることが肝要であるとの説明を受けた。

## 6 成果

AED装着体験後の質疑応答では、

(1) 交通事故などによる頸椎損傷者への対応要領

(2) 心臓マッサージ中に蘇生した場合の自発呼吸と半落ちの見極め

(3) 交通事故現場でのヘルメットの取り外し

等を質問し、講師からそれぞれ回答を頂くなど、柔道整復師としての現場対応の在り方が確認できた有意義な研修会であった。

## 7 参考

状況写真を添付する。

以上



開会の辞



講師 杉村友希様



受講風景



受講風景



受講風景



受講風景



受講風景



受講風景

## 令和7年度厚木市野球協会学童部野球肘検査・ 野球教室開催報告

総務部長 梅本彰吾

### 令和7年度厚木市野球協会学童部への野球肘検査・野球教室への会員派遣に係る報告について

標記につき、同席医師監修の下、以下のマニュアルに基づいた超音波画像観察装置を用いた「野球肘」に対する観察評価を小学生99人・中学生79人に対して実施いたしました。

無症状で経過する上腕骨小頭離断性骨軟骨炎が3症例の陽性を認め、当会協力医療機関である太田総合病院 都賀 誠二 先生での精査加療を薦め、その他、内側型やリトルリーグズショルダー等の症例に対して、選手本人やご家族、指導者を含め、指導管理を実施いたしました。

日時 令和7年12月14日（土）8：30

場所 KAIT スタジアム

時間 8：30～14：30

対象 厚木市少年野球協会所属学童チーム

主催 厚木市少年野球協会 学童部

協力 NPO 法人 B・Basis・（公社）神奈川県柔道整復師会・ボランティアスタッフ

本会参加者 広報部長 小野博道・総務部長 梅本彰吾・総務部員 山崎慎也・総務部員 山崎陽介

#### （野球肘検査の流れ）

1 問診票の記入：各チーム保護者がサポート

↓

2 可動域検査・視診・圧痛（内側上顆・円回内筋共同腱・尺側手根屈筋・肘頭）

↓

3 エコー検査

方法：チーム名と割り振った番号を登録

エコー設定：Gn60 基本

内側型観察一座位にて肘30度屈曲・前腕回外位ポジション プローブ長軸

内側上顆にあてプローブを尺骨軸に対し約20～30度傾ける（AOLに沿って）

内側上顆AOL（前斜走靭帯） 尺骨鈎状突起を映し出し1枚保存

↓異常なし ↓不整像・裂離像と思われるもの

#### 外側型の検査



— 内側型異常評価の指導方法 —

**内側型の症状が強く出ている生徒は都賀先生に診て頂きます。**

既往歴のあるもので現在症状ない場合は、今後痛める可能性があるため投げ方や投球数に注意を払うように指導してください。

既往歴なしで不整像・裂隙像がある場合は、今後痛める可能性があるため投げ方や投球数に注意を払うように指導してください。

**外側型観察** — 座位にて肘完伸展位・前腕回外位ポジション プローブ長軸

① 腕橈関節に対して前面より長軸にて当てがう

※注意！！ 離断性骨軟骨炎（OCD）は小頭外側から発症します。小頭を外側から内側にプローブを移動し観察してください。



② 上腕骨小頭に対し短軸像へ

※長軸像のみだと見落とす可能性があるため！上腕骨小頭の腕橈関節に近い部分



— 外側型異常評価の指導方法 —

**可動域制限や痛み、エコー上陽性所見がある場合は医師に診て頂きます。**

現在症状ない場合は、「しっかり検査しましょう！」確定診断をもらえるまで投球は控えるように指導してください。

超音波画像観察装置による観察評価 会場風景





## 令和7年度一般市民の学術講習会・ テーピング講習会開催報告

学 術 部 長 村 山 正

### 令和7年度一般市民の学術講習会・テーピング講習会の報告書

#### 1 日 時

令和7年12月14日(日)

#### 2 場 所

本会仮事務所

#### 3 講 師

医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第2病院 力丸 静香先生

#### 4 演 題

「脳震盪について」

#### 5 内 容

柔道整復師の業務として取り扱う可能性がある場面を想定しての講演であり、脳震盪の患者と遭遇した場合（スポーツ現場・施術所）の評価法を実技を行い講演されました。

実技 SCAT6・SCAT5・VOMS 法

今後、本会においても柔道大会等の救護においても非常に役立つものと考えさせられた講演でした。

テーピング講習会に関しては、資料を配布し、コンタクトスポーツにおける救急対応を講演しました。評価の重要性と現場復帰の不可について安易に取り扱うことなく評価する事を話しました。



## 柔道整復師の未来像の考察

学 術 部 長 村 山 正

柔道整復師の地域貢献について、改めて考えるべき時期に来ていると感じております。日々の施術業務を確実に行うことはもちろんのこと、柔道整復師が社会から何を求められているのかを理解し、それに応えていく姿勢が重要であると考えます。

現在、首都直下地震を想定した防災・減災への取り組みが進められていますが、柔道整復師の持つ応急処置に関する知識と技術は、災害現場において大いに活用できるものです。

柔道整復師は、画像診断に依存せず、問診・視診・触診を中心とした徒手検査によって損傷の程度を判断し、適切な処置を行ってきました。損傷が重度である場合には専門医へつなぎ、患者にとって最も適切な医療が提供されるよう判断を行っています。

災害時には、すべての被災者が医療機関で十分な検査や治療を受けられるとは限りません。そのような状況下において、応急処置に特化した柔道整復師が初期対応を担い、医師の負担を軽減しながら多くの被災者を支援することは、極めて重要な社会貢献であると考えます。

本年度は、神奈川県柔道整復学術大会、一般市民向け学術講習会、新入会員学術講習会等を通じて、問診・視診・触診を中心とした基本技術の再確認と向上を図り、会員の臨床力向上につなげていきたいと考えております。会員一人ひとりが緊急事態に対して迅速かつ的確に対応できるよう、学術部として引き続き実践的な学術事業を推進してまいります。

## ベトナム国伝統医学医師への柔道整復術移転プロジェクトの 歩みと展望

日整国際部部員 湘南支部 森 倫 範

2023年5月から2027年7月までの4年2ヶ月間、国際医療技術財団（以下 JIMTEF）が（独）国際協力機構（以下 JICA）の JICA 草の根技術協力事業（パートナー型）として「ベトナム国柔道整復術普及事業～手術を必要としない外傷治療技術（保存療法）で保健サービスを改善～」を実施しています。このプロジェクトに携わる専門家として日本柔道整復師会から依頼をうけ、神奈川県から田澤・森の2名がベトナム国に派遣されています。プロジェクトも残り1年半を切り、一つの節目を迎えますので、これまでの活動と今後の展望についてご報告します。

ベトナム国は、外科手術を行う西洋医師と、漢方や鍼灸を主軸に治療を行う伝統医学医師の2種類の医師が存在します。今回のプロジェクトで技術移転を行っているのは、後者の伝統医学医師です。

ベトナム国では、人々の移動手段にオートバイがよく使われます。そのため、交通事故等による怪我が多く発生しますが、既存の伝統医学だけでは、そのような怪我への対応が難しいことから、柔道整復術を学び、国民へ保存療法を用いた怪我に対する医療を提供したいという強いニーズがありました。

本プロジェクトは、最初に本邦研修が行われ、2名のベトナム人伝統医学医師が訪日し、3ヶ月に及ぶ研修を通じて柔道整復術を学びました。その後、日本から田澤・森を含む4名の専門家が渡越し、現地の伝統医師30名以上に対して、骨折・脱臼・捻挫等の研修をはじめ、柔道整復術がいかに災害時に役立つかについての研究発表も行いました。その後、このような両国を跨いでの研修は、これまで本邦研修3回、訪越研修6回実施されています。

現地での研修は、ホーチミン市伝統医学病院の講堂をお借りし、整復・固定・後療法について講義・実技を通じて柔道整復術に関する知識と技術の手解きをしています。研修に参加している医師たちは勤勉で真摯に学ぼうという姿勢が見られ、橈骨遠位端部骨折や肩関節脱臼を中心に、プロジェクト終了後に我々の指導がなくても患者さんの治療ができる技術の修得を目指した研修が行われています。

2026年に入ってから、伝統医学医師が行う柔道整復術による治療を保険制度に組み込むための活動も始まりました。この活動が実れば、柔道整復術がベトナム国の医療制度に組み込まれ、現地の医療の一翼を担うこととなり、柔道整復術が日本以外の国で初めて医療として認められることとなります。

2025年5月、WHOから「代替医療の今後10年の方針」が明示されました。そこには代替医療に含まれる各国の伝統医学について、対象となる伝統医学技術の科学的検証の必要性が明文化されています。今後のベトナム国での活動を継続し、科学的データを積み重ねることが、ひいては柔道整復師の活動拡大につながることを期待されます。

江戸末期、それまでの日本の制度や在り方を変える最前線の地域の一つが神奈川県でした。

柔道整復の技術を未来につなげるため、神奈川県会の会員である私たちは奮闘しています。国内で閉鎖的・悲観的な未来予想が多い中で、海外での技術普及活動が未来の柔道整復師の皆さんの礎になることを願っています。

残り1年4ヶ月で両国のためにより良い結果が残せるよう活動を続けていきます。本活動については、今後も継続して県会員皆様に報告します。

より良い未来のために、引き続きご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



# 「公益社団法人神奈川県柔道整復師会に入会して」

横浜西支部 九十九 優作

2025年9月に入会いたしました、横浜西支部「つくも接骨院」の九十九優作と申します。

神奈川県柔道整復師会には、日頃よりお世話になっている諸先輩方が多く所属されていることもあり、独立開業の際には必ず入会しようと以前より心に決めておりました。実際、入会后初めて保健指導を受けた際には、予診票や施術録の記載について丁寧にご指導いただき、改善点に気づくことも多く、大変勉強になりました。また、研修会や勉強会など学びの機会が豊富であること、さらに支部活動を通じて交流の場があることも、柔道整復師会の大きな魅力だと感じております。

11月には、横浜西支部の地域活動の一環として「青葉区民まつり（健康フェスティバル）」に参加し、左右田支部長ご指導のもと、柔道整復師会として『動的な姿勢の評価』を行いました。ブースには約120名の地域の皆様にお越しいただき、柔道整復師（接骨院・整骨院）の役割認知にもつながる有意義な活動になったと感じております。今後は防災訓練などの地域活動にも積極的に参加し、柔道整復師としての役割を果たすとともに、地域貢献にも努めてまいりたいと考えております。

柔道整復師会から得られるさまざまな情報や知識に加え、会員間の交流や支部活動を通じて、柔道整復師として、また一人の人間としての幅を広げ、成長していきたいと思っております。

「つくも接骨院」としては、＜地域の皆様の“痛みの改善”と“快適な生活”の力になれる院＞、＜健康寿命の延伸に貢献できる院＞を目指しております。

開院から4カ月と、まだまだ未熟な院ではございますが、今後も長く安定して地域に根ざせるよう、日々尽力してまいります。引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 「通院頻度」は売り込むほど伝わらない— “納得で続く” 説明設計のコツ

相模支部 成 澤 允 邦

現場で「もう少し詰めて通ってほしい」と思う場面は多い。しかし、通院頻度の提案は一步間違えると“売り込み”と受け取られ、かえって離反のきっかけになり得る。私自身も、技術や検査の精度を上げるほど、説明が追いつかず成果が安定しない時期があった。そこで見直したのが、通院頻度を「提案」ではなく「設計」として扱うことだった。

ポイントは3つある。

- ① “なぜ今の頻度なのか” を状態と言語でつなぐ
- ② “次回の目的” を具体化して不安を消す
- ③ “卒業の基準” を先に提示し、ゴールまでの道筋を見せる

この3点が揃うと、頻度の話が押し付けではなく「合理的な共有」になる。

まず①。頻度の根拠が曖昧なまま「週2で」と言うと、患者は価格と時間の負担だけで判断しやすい。根拠は専門用語でなくて良い。むしろ“今の身体がどの段階か”を短い言葉で示す。例えば「いまは痛みが出やすいスイッチが入りっぱなしの状態」「戻りやすい時期」「整えても日常で崩れやすい段階」など、患者がイメージできる表現に落とす。そのうえで「この段階は間隔が空くほど戻りやすいので、最初は間隔を詰めてスイッチを切る」と説明すると、頻度が“施術者の都合”ではなく“身体の都合”に変わる。

次に②。通院継続を決めるのは「次に行く理由が明確かどうか」だと感じている。痛みが少しでも下がると、患者は“今日で一旦様子見”に傾く。そこで次回の目的を1文で固定する。「次回は、戻りやすい動きをチェックして、再発の原因を1つ潰します」「次は骨盤の安定が出ているかを確認して、家でやることを絞ります」など、行く価値が具体的であるほど継続率が上がる。ここで重要なのは、施術内容の列挙ではなく“目的”を示すこと。目的があると患者は迷わない。

最後に③。頻度の提案が嫌がられる大きな要因は「いつまで通うのか分からない」不安である。だからこそ、初期の段階で“卒業の基準”を提示する。例えば「痛みが10→2まで落ちる」「朝の動き出しがスムーズ」「片脚立ち10秒が安定」「仕事終わりの張りが翌日に残らない」など、患者の生活に紐づく指標が良い。数値化できるならなお良いが、少なくとも“観察できる状態”にする。基準が決まると、頻度は「永遠に通う話」ではなく「ゴールまでの工程」に変わる。

この3点を院内で標準化するために、私は説明をテンプレ化している。

- (1) 状態の段階：いまは戻りやすい時期
- (2) 頻度の理由：間隔が空くと戻るので、最初は詰める
- (3) 次回の目的：次は〇〇を確認して△△を潰す
- (4) 卒業基準：□□ができたなら間隔を空ける／卒業

この順番で話すと、強く売らなくても「じゃあ、その頻度で」と言われることが増えた。結果的に、施術効果が出やすくなり、再説明の手間や中途半端な離反も減った。

我々の価値は、疼痛の軽減だけでなく、患者が望む生活に戻る道筋を示し、再現性のある改善プロセスを提供することにある。通院頻度の説明は“営業トーク”ではなく、臨床の一部だ。技術の精度を上げるのと同じ熱量で、説明設計と院内共有を磨いていきたい。

## 令和 7 年川崎市医師会懇親会開催

川崎支部 高橋宏友



前列左より、関口先生、岡野会長、後列左より3番目、野口先生、原田先生

令和7年8月2日(土)18時より、武蔵小杉ホテル精養軒にて、川崎市医師会との懇親会が行われました。医師会からは、会長の岡野先生をはじめ、副会長の関口先生、野口先生、原田先生にご臨席頂き、川崎支部からは、深谷支部長、高橋会員、上床会員、川合会員、野田会員、小杉会員が参加し、終始緊張もありながら穏やかな懇親会となりました。

懇親会は初めてのメンバーなので、自己紹介から始まり、岡野会長の挨拶では、災害時の連携のお話などをして頂きました。また、現在の川崎支部の現状の話や、休日の休息の取り方、支部の後継者問題など、身近なお話で緊張がほぐれ穏やかな会話を話しながら会食を楽しみました。

これからも医師会の先生方にご協力いただき、川崎支部と医接連携が深まっていければと思います。

## 令和7年川崎支部機能訓練講習会開催報告

川崎支部 高橋宏友



令和7年12月13日（土）17時より、日本鋼管病院にて川崎支部機能訓練講習会が開催されました。

講師には、日本鋼管病院・こうかんクリニック、整形外科部長およびリハビリテーション科部長である、藤田省吾先生がご登壇され、前十字靭帯（ACL）損傷、半月板損傷、当院での変形性膝関節症に対する診療の紹介について講習して頂きました。

講義では、半月板損傷の中でも、内側半月板後根断裂（MMPRT）は、内側脛骨大腿関節の変形が急速に変形しやすく、「階段の下り・脚立から降り・小走りなどの際に、膝の裏で音がして、膝窩部の激痛でビックコになった」Popliteal-Painful-Pop（PPP:3P）など特徴的な受傷機転と臨床症状により、詳細な問診聴診（PPP）やX線でも予見可能であり、疑しい場合は早期のMRI検査を行う事が必要であり、内側半月板後根断裂を疑ったら外方化や軟骨下脆弱性骨折を起こす前に、我々柔道整復師が当院にご相談するタイミングだと知りました。

当院での変形性膝関節症に対する診療の紹介については、手術療法では関節鏡手術、「膝周囲骨切り手術（AKO）vs人工関節置換術（TKA）」とそれぞれのメリットデメリットを比較し、患者様に相談された際の知識を深める事ができました。

その後、会場を移して、懇親会と川崎支部の忘年会を兼ねて食事を楽しみながら、藤田医師の席に会員が伺い質問や悩みを相談して、終始穏やかに懇親会も閉会した事をご報告します。

最後に今回、機能訓練講習会開催にあたり、相談にのって頂きました、吉川栄智会員、開催に向けて準備をして頂いた川崎支部学術部の野田正吾会員、川崎支部執行部の皆様大変お疲れ様でした。

日本鋼管病院・こうかんクリニック

整形外科・リハビリテーション科

〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通1丁目2番1号

# 令和 7 年川崎支部症例検討会報告

川崎支部 高橋宏友



令和7年7月11日18時より、川崎支部の顧問医であります夏山元伸先生の症例検討会が島脳神経外科整形外科において開催されました。

日頃、夏山先生に御高診をお願いしている会員の患者さんについて、会員から症状の説明、夏山先生よりレントゲン、CT、MRIの説明が頂き、どんな処置をしたか、どのような薬を選ぶか、予後はどうなったかをお話をして頂き、患者様を紹介してから後療までの流れを勉強できたと思います。

その際、夏井先生より膝の症例にて、「MRIの画像から何の病変があるか？」の問題に、半月板バケツ柄状断裂の映像を見させて頂き、画像診断する際にとっても勉強になりました。



終わりに、深谷支部長から、夏井先生へ謝辞を述べられ、その後の懇親会でも講義中に気になったことなど質問され、終始穏やかな時間を過ごす事ができた事を御報告します。

## 横浜北支部活動報告

横浜北支部 隆 淳 一

4月19日(土)19時より鶴見に於いて支部報告会を行いました。  
比留間俊雄先生進行にて、令和7年1月15日に御逝去された大友隆雄先生へのご献杯。  
令和7年6月をもって御勇退された込宮徳久先生より御挨拶して頂いたのち開催されました。

また11月26日(水)19時30分より新横浜グレイスホテルにて、講習忘年会が支部顧問医のあしほクリニック  
田中正顕先生に御出席いただき支部員16名にて行なわれ  
各支部員においては保険請求に関する事や日頃の疑問点など情報交換でき有意義な時間を過ごす事ができました。



## 令和7年度防災訓練

平塚支部 大久保 吉 純

令和7年8月31日、秦野市北小学校にて総合防災訓練が行われ、神奈川県柔道整復師会平塚支部から4名が参加いたしました。避難所での健康維持の為に体操を指導することとなりました。



災害時は限られたスペースで過ごさなければならない避難所生活で必要となるであろう、エコノミークラス症候群のような深刻なものへの対策や腰痛対策などの実演・体験会をおこないました。





今回から体操のパフレットを作って配布するようにしました。災害時でなくても健康維持に役立つ体操を記載してますし、継続してもらいやすいかと思われます。災害はいつ襲ってくるかわかりません。なにか起きてから学ぼうと思っても間に合いませんから、定期的に学ぶ機会を設けることが大事でしょう。来場者も想定以上に集まってくださってパフレットが足りなくなるという失態はありましたものの、それだけ関心を持たれたということでもありますし、限られた時間での指導でしたが、充実した指導ができたかと思われます。

もちろん、接骨院・整骨院に縁がなかった人たちに存在感をアピールする広報活動にもなったかと思われます。

公益社団法人であるからには、行政と関わる活動は積極的に参加するべきでしょう。また、今回の防災訓練では秦野赤十字病院の院長とご挨拶でき名刺をいただきました。市役所だけでなく、地域の病院との顔つなぎできる機会は貴重です。

ですが、年々参加する会員が減っているという悩ましい現実もあります。ここ数年で訓練を取り仕切ってくださっていた会員が次々と高齢のため不参加となってしまっています。会員の先生方は皆、日々の業務に勤んでおり、何かきっかけが無ければ会としての活動に目を向けることはないでしょう。これまで先輩方が積みあげてきた地域との信頼関係を維持し、公益社団法人としての存在感を示すためにも、会として参加者の確保、代替わりを促していただければ幸いです。

先行きな不透明な世の中です。社会を取り巻く様々な問題は今後も我々柔整師に重くのしかかってくることでしょう。行政の支援が必要になることも多くなるはずですが、だが、支援をただ期待しているだけでは救われないのではないのでしょうか？ 支援する価値のある団体であることをアピールし続ける事を心がけたいものです。自身の接骨・整骨院を守るだけでなく社会とともに歩んでいきましょう。

## 編集後記

広報部

本誌「和」は、神奈川県柔道整復師会の活動を社会に向けて発信する広報媒体でもあります。柔道整復師は、地域に根ざした医療・健康支援の担い手として、日常診療のみならず、予防、スポーツ、学校保健、高齢者支援など、さまざまな場面で役割を果たしています。そうした現場での実践や専門性を、正確かつ丁寧に伝えることは、県民の皆さまや関係機関に対する責務であると考えています。

広報部長として、本誌を通じて柔道整復師の専門性と社会的役割を「見える形」で発信し、医療・介護・教育・スポーツなど多職種との連携を深め、地域から信頼される存在であり続けることを目指してまいります。会員一人ひとりの取り組みが、本会の姿そのものであり、その積み重ねが神奈川県における柔道整復師の価値を社会に示す力となります。

本誌「和」が、会員と社会をつなぐ窓口として、理解と信頼の輪を広げていくことを願い、広報部長として今後も発信力の強化に取り組んでまいります。

令和8年3月吉日  
広報部長 小野 博道

令和8年3月1日

発行人 公益社団法人神奈川県柔道整復師会  
会 長 齋 藤 武 久  
〒220-0003 横浜市西区楠町 1-3  
BLA 横浜西口ビル  
TEL 045-473-0735 (代)  
FAX 045-474-0628 (専)  
<http://www.sekkotu-kanagawa.com>  
編集人 広報部長 小 野 博 道

